

平成22年国勢調査 広報基本方針

平成17年国勢調査の実施においては、個人情報保護意識の高まり、オートロックマンションの増加など居住形態の多様化、単身世帯や夫婦共働き世帯の増加に伴う不在世帯の増加などから、一部において調査困難な状況がみられた。

また、統計法案を審議した衆・参の両議院において「国勢調査については、引き続き精度の高いデータが得られるよう、(略)調査方法の見直しを進めるとともに、国勢調査の目的及び重要性について国民への周知を徹底することに十分配慮すべきである」との附帯決議が付されたところである。

このようなことを踏まえ、調査対象や関係団体・企業等に対し、調査の必要性、意義等を周知し、調査への理解と協力を得るため、調査対象全般への広報に加え、訴求事項や訴求対象別の広報を展開する。特に、接触が困難な学生や若者の単身者世帯、オートロックマンション等の居住世帯、外国人世帯を対象とした広報展開を強化する。

1 訴求の重点ポイント

訴求のポイントとしては、「10月1日に実施すること」、「日本に住んでいるすべての人が対象であること」、「国勢調査員が調査票を各世帯に直接配布を行うこと」の訴求を基本とし、特に次の事項について重点を置いた訴求を行う。

- (1) 調査票への記入及び提出は、日本に住んでいるすべて人に義務があること
- (2) 個人情報の保護については、統計法において個人情報保護法制と同等以上に厳格に規定されており、万全であること
- (3) 調査票の提出方法として全世帯封入提出や郵送提出を導入するなど、個人情報に配慮した調査方法の見直しを行ったこと
- (4) 国勢調査から精度の高いデータが得られなければ、行政施策や調査対象者の生活に支障を来すこと

2 訴求の重点対象

調査対象全般への広報に加え、特に接触に困難な以下の対象者に対しては、関係(協力)者会議の参加団体の協力を得て、属性・生活形態なども考慮したきめ細かな広報を効果的に実施する。

(1) 単身世帯

単身世帯の若者に対しては、企業、学校、コンビニエンスストア等若者が集まる場所、携帯電話やインターネットなど若者が目にする広報媒体において、調査票の記入・提出が義務であること等を周知する。

(2) オートロックマンション等居住者

オートロックマンション等の居住者に対しては、主要関連団体・企業等を通じ、管理会社等から居住者に対し、調査実施及び調査への記入・提出は義務であること、調査における個人情報の保護は万全であること等を周知する。

(3) 外国人

日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対しては、外国語メディアの新聞、フリーペーパー、CATV、インターネットラジオ等外国人が情報を得る媒体を活用するとともに、外国人支援団体や外国人を雇用している企業への協力を要請し、外国人も調査対象であることを周知する。

3 推進体制

以下の取り組みを国及び地方公共団体が相互に連携を図りつつ、効果的な広報を展開する。

(1) 国が行う広報

総務省統計局においては、全国をカバーするテレビ、新聞等の広く国民が視聴する媒体を中心に広報総合企画(メディアミックス)により広く一般に対する広報を行うとともに、それぞれの媒体の特質に応じた訴求対象を選定し、効果的な広報を行う。広報実施の際には、標語、ロゴ、センサスくんを使用し、イメージの統一化を図る。また、パブリシティの効果的な活用を図るとともに、地方公共団体に対する広報素材の提供等を行う。

(2) 地方公共団体が行う広報

地方公共団体においては、総務省統計局から提供する広報素材等を活用し、地方公共団体が提供するテレビ・ラジオ番組、各種の広報誌(紙)等への記事掲載や地方メディアに対する情報提供を行うとともに、地域ネットワークの活かした地域密着型のきめ細かい広報を行う。